平成２２年（再イ）第４３６号

横浜市南区六ツ川１丁目132番地１　ヒルズ横浜南ガーデニア５号棟101号

再生債務者　杉山　貴己

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４２号

長野市信州新町上条2488番地１

再生債務者　竹村　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

長野地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第５１号

三重県津市高茶屋小森町1391番地11

再生債務者　長谷川　進

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日　　津地方裁判所再生係

平成２２年（再イ）第６４号

三重県津市神納61番地５　ガーデンヒルズ１号館308

再生債務者　宮門　　靖

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日　　津地方裁判所再生係

平成２２年（再イ）第１０６号

大阪府和泉市寺門町１丁目10番20号

再生債務者　西村千代美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１７１号

大阪府貝塚市石才530番地８ベースワン貝塚505号

再生債務者　岩谷　誠規

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１１２号

兵庫県高砂市時光寺町31番７－２号

再生債務者　川崎　浩則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再イ）第６０号

奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘３丁目７番地６

再生債務者　辻本　昌司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第８３号

和歌山市三葛116番地の５

再生債務者　石川　正義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月23日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第 22 号

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第１項第２号の規程により開始した都市計画公園の新設に関する工事が次のとおり完了するので、同条第５項の規定に基づき公告する。

平成 23 年３月８日　　独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　糟谷　明人

1　特定公共施設の種類及び名称　北部大阪都市計画公園４・４・207―２号古曽部防災公園

2　工事の区域　大阪府高槻市古曽部町三丁目地内

3　工事の種類　都市計画公園の新設に関する工事

4　工事の完了の日　平成23年３月８日

公文書等の管理に関する独立行政法人水産総合研究センター公示第１号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成 23 年３月８日　　独立行政法人水産総合研究センター　理事長　松里　壽彦

神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番３号　クイーンズタワーＢ棟15階　独立行政法人水産総合研究センター本部事務所庶務課内

債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則を定める告示

債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則（規則第百四十五号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年二月十七日　　日本弁護士連合会

債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則

（平成二十三年二月十七日規則第百四十五号）

（趣旨）

第一条　この規則は、債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第九十三号。以下「規程」という。）第十三条から第十六条までの規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

（解決報酬金の上限額）

第二条　規程第十三条に規定する規則で定める上限の金額は、二十万円とする。

２　事業者に事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者から事業用資金の借入れがなされた場合であって、当該借入れに物的担保（手形又は小切手が交付されている場合を含む。）又は人的担保が供されているときは、前項の規定にかかわらず、当該債権者に限り、同項の上限の金額を五万円とする。

（減額報酬金の上限）

第三条　規程第十四条に規定する規則で定める割合は、十パーセントとする。

（過払金報酬金の上限）

第四条　規程第十五条に規定する規則で定める割合は、訴訟によらずに過払金を回収したときにあっては二十パーセントとし、訴訟により過払金を回収したときにあっては二十五パーセントとする。

（送金代行についての手数料の規制）

第五条　弁護士は、規程第十六条の手数料を債務者に対して請求し、又は債務者から受領するときは、その金額を、一回の送金について、送金先となる債権者一人当たり、銀行その他の金融機関に支払うべき送金手数料の実費に相当する額を含めて千円を超える金額としてはならない。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。